

議案第70号

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとお
り改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山公一

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当する場合」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合（前号に該当する場合を除く。）

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第24条第3項中「を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「修了した者」の次に「又は家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に市長が行う研修が実施され次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。